

環境保全型農業直接支払交付金 千葉県 最終評価報告書

I 千葉県における環境保全型農業推進の方針

千葉県農林水産業振興計画（R4）において、食料の安定供給・農業の持続的な発展のため、環境に配慮した農業をより一層推進していくこととしており、主な取組として炭素貯留効果の高い堆肥や緑肥の施用等、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の推進を図っている。特に有機農業については、国の「有機農業の推進に関する基本的な方針」に即して策定した、第3次千葉県有機農業推進計画（R3.1 策定）において、令和12年度までに県内の有機農業面積を1,200haとする目標を掲げて取り組んでいる。

また、令和4年に施行された「みどりの食料システム法」に基づく「千葉県環境負荷低減事業活動の推進に関する基本的な計画」（R5.3 策定）において、有機農業やちばエコ農業といった環境保全型農業の推進や、家畜排せつ物の有効活用など地球温暖化防止に寄与する活動を推進することで、農林水産業における温室効果ガスの排出削減量を2030年まで7.4%減（基準年2013年度）とする目標を掲げたところである。

II 取組の実施状況

1 支援対象取組の実績

項 目			R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み
実施市町村数			23	24	26	25
実施件数			64	62	57	59
交付額計（千円）			41,926	45,521	48,060	45,410
実施面積計（ha）			458	487	516	449
取 組 別 実 績	有機農業	実施件数	50	50	47	50
		実施面積（ha）	278	298	307	317
		交付額（千円）	32,894	36,006	37,477	38,604
	堆肥の施用	実施件数	3	4	5	2
		実施面積（ha）	115	115	121	66
		交付額（千円）	5,040	5,044	5,345	2,899
	カバークロップ	実施件数	16	13	13	13
		実施面積（ha）	64	72	85	63
		交付額（千円）	3,838	4,318	5,126	3,808
	リビングマルチ	実施件数	－	－	1	1
		実施面積（ha）	－	－	0.4	1
		交付額（千円）	－	－	14	39
	草生栽培	実施件数	－	－	－	－
		実施面積（ha）	－	－	－	－
		交付額（千円）	－	－	－	－

	不耕起播種	実施件数	-	-	-	-
		実施面積 (ha)	-	-	-	-
		交付額 (千円)	-	-	-	-
	長期中干し	実施件数	-	-	-	-
		実施面積 (ha)	-	-	-	-
		交付額 (千円)	-	-	-	-
	秋耕	実施件数	-	-	-	-
		実施面積 (ha)	-	-	-	-
		交付額 (千円)	-	-	-	-
	地域特認取組 (冬期湛水)	実施件数	1	1	-	-
		実施面積 (ha)	2	2	-	-
		交付額 (千円)	154	154	-	-
	地域特認取組 (炭の投入) ※R4～	実施件数			2	1
		実施面積 (ha)			2	1
		交付額 (千円)			98	70

2 推進活動の実施件数

推進活動		R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 見込み
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の技術向上に関する活動					
	技術マニュアルや普及啓発資料などの作成・配布	23	22	20	22
	実証圃の設置等による自然環境の保全に資する農業の生産方式の実証・調査	10	1	3	3
	先駆的農業者等による技術指導	11	14	12	15
	自然環境の保全に資する農業の生産方式に係る共通技術の導入や共同防除等の実施	17	15	10	7
	ICT やロボット技術等を活用した環境負荷低減の取組	1	0	0	0
自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の理解増進や普及に関する活動					
	地域住民との交流会（田植えや収穫等の農作業体験等）の開催	19	11	16	19
	土壌診断や生き物調査等環境保全効果の測定	25	26	18	17
その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施を推進する活動					
	耕作放棄地を復旧し、当該農地において自然環境の保全に資する農業生産活動の実施	0	2	1	4
	中山間地及び指定棚田地域における自然環境の保全に資する農業生産活動の実施（	3	2	3	4
	農業生産活動に伴う環境負荷低減の取組や地域資源の循環利用	17	16	13	15
	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている場合又は当該年度までに認定を受ける見込みがある場合				1

その他自然環境の保全に資する農業生産活動の実施 を推進する活動の実施	6	6	4	2
---------------------------------------	---	---	---	---

3 都道府県が設定した要件等

(1) 実施要領第4の1の(1)のイにより都道府県が設定した堆肥の施用量及び交付単価

堆肥の種類	対象作物	10 アール当たりの施用量	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)
豚ふん 牛ふん	水稻	0.5t 以上 1t 未満	2,200 円

(2) 実施要領第4の1の(9)により都道府県知事が特に必要と認めた取組

冬期湛水管理	取組の概要	冬期の水田に水を張ることで鳥類その他の生物の生息場所を確保し、生物多様性を保全する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	水稻
	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)	8,000 円 (有機質肥料施用・畦補強実施) 7,000 円 (有機質肥料施用・畦補強未実施) 5,000 円 (有機質肥料未施用・畦補強実施) 4,000 円 (有機質肥料未施用・畦補強未実施)
炭の投入	取組の概要	植物を炭化して製造した炭を農地に施用することで難分解性の炭素を土壌中に貯留し、地球温暖化を防止する取組
	対象地域	県全域
	対象作物	全作物
	10 アール当たりの交付単価 (国と地方の合計)	5,000 円

(3) 実施要領第4の2の(4)により設定された化学肥料及び化学合成農薬の低減割合の特例

作物名	対象地域	設定された特例の内容
-	-	-

(4) 実施要領第4の3により設定された、地方公共団体が定める地域独自の要件

地方公共団体	独自要件の内容
-	-

Ⅲ 環境保全に対する効果

1 地球温暖化防止効果

全国共通取組の有機農業・堆肥の施用・カバークロップ・リビングマルチは、国が実施した本交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において地球温暖化防止効果が評価されている。

また、本県で令和4年度から取組を開始した地域特認取組の「炭の投入」は、難分解性の炭素を農地土壌に施用することで土壌炭素貯留量を増大させる取組であり、0.7tCO₂/ha・年の温室効果ガス削減効果が見込まれている。

本交付金の取組面積は、令和2年度は458ha、令和5年度は449haの見込み（令和6年2月末時点）であり、地球温暖化防止に資する取組の面積は横ばいとなっている。

2 生物多様性保全効果

全国共通取組の有機農業及び地域特認取組の「冬期湛水管理」は、国が実施した環境保全型農業直接支払交付金第2期中間年評価（令和5年3月）において生物多様性保全効果が評価されている。これらの2つの取組面積は令和2年度の280haから令和5年度には317haに増加しており、生物多様性保全に資する取組の面積が拡大している。

なお、生物多様性保全効果の検証のため、令和3年度に全国で生物多様性保全効果の現地調査が行われ、本県ではいすみ市の有機農業実施ほ場（水稻）で実施した。本県の調査地点における生物多様性保全効果は慣行ほ場およびちばエコ農業取組ほ場と差が認められなかったが、国の中間年評価においては全国の調査結果を踏まえた傾向として、本交付金に面的にまとまって取り組んでいる水稻ほ場では、慣行ほ場と比較して指標生物（特定の鳥類、虫）が多く、周囲のほ場の生物多様性も向上していた。

3 その他の効果

有機農業を推進している市町村において、地域農業の維持と有機農産物のブランド化と併せて本事業が推進されている。また、堆肥の施用や炭の利用に伴い、地域資源の循環利用が行われている。

団体によっては推進活動の一環として、農作業体験などを通じて都市住民との交流が図られている。

IV 事業の評価及び今後の方針

事業の評価

県内の取組面積は令和2年度から令和4年度にかけて58ha増加したものの、令和5年度は449haとなる見込みである。

取組別では有機農業の取組で面積が増加しており、要因として有機農業の交付単価引き上げ等が挙げられる。一方、堆肥の施用については令和2年度から令和4年度にかけて横ばいで推移したが、令和5年度に堆肥の原料供給元である酪農家の廃業等により堆肥の供給量が減少したことなどにより、取組面積が減少した。

環境保全型農業に取り組む農業者にとって有効な支援として、本交付金の定着、拡大が図られており、交付金第2期（R2～R6）において地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動が推進されている。

交付金の活用拡大に向けた課題として、個人で手上げしづらいことが挙げられる。また、品目によっては気候変動等により病害虫の発生が増加し、農薬使用回数の増加傾向が見られる。加えて堆肥の施用については、地域によって堆肥の入手および施用が難しい状況が発生している。

今後の方針

交付金の一層の活用拡大に向け、市町村及び農業者に対して制度の周知および申請事務に対する助言を行う。また、個人農業者のグループ化に向けた誘導や、必要に応じて慣行栽培基準の見直しを行う。また、堆肥の確保が難しい地域においては、他の取組メニューへ誘導するなどの支援を行っていく。

環境保全型農業の拡大に向けては、他事業により作業負担軽減を目的とした機械の導入、化学肥料から堆肥への代替の実証、有機農業の産地づくりなどを支援しているところである。これらの支援を行いながら、環境保全型農業に取り組む農業者の増加を図り、交付金の活用拡大を図る。